

○廃業届出書添付書類一覧

		個人の貸金業者が死亡	滅 法人が合併(注1)により消	貸金業者が破産手続開始 決定	由により解散(注2) 手続開始決定以外の理 法人が合併(注1)及び破産	貸金業を廃止	に(限る。)を受けた場合 業務の種別の追加に係るもの の変更登録(貸金業貸付媒介 。 )又は同法第十六条第一項 業務の種別に係るものに限る 二条の登録(貸金業貸付媒介 境の整備等に関する法律第十 金融サービスの提供及び利用環
届出者		相続人	元の代表者	破産管財人	清算人(注3)	代表者	当該登録又は変更登録を受けた者
作成	廃業等届出書	○	○	○	○	○	○
添付書類	登録済通知書	○	○	○	○	○	○
	相続人の戸籍謄本	○					
	死亡した貸金業者の除籍謄本	○					
	合併契約書の写し(注4)		○				
	裁判所が届出者を破産管財人として選定したことを証する書面の写し			○			
	消滅法人の登記事項証明書		○				
	清算人に係る登記事項証明書(注5)				○		
	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第14条第2項(注6)の通知の写し						○
	貸金業を承継する者を選任した旨を証する書面の写し(注7)	○					

上記に加え、

債権譲渡を行う場合 (法第24条)	貸金業法第24条の6の2に係る債権譲渡に関する届出書
	債権譲渡契約書の写し
	債務者への債権譲渡通知の雛形
	法24条第1項の規定による通知の写し
取立委託を行う場合 (法第21条)	取立委託契約書の写し
	債務者への取立委託通知の雛形

注1 人格のない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為をいう。

注2 人格のない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為をいう。

注3 人格のない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者をいう。

注4 人格のない社団又は財団にあつては、合併契約書に準ずるものの写しをいう。

注5 人格のない社団又は財団にあつては、届出者がその代表者又は管理人であつたことを証する書面をいう。

注6 同法第16条第2項において準用する場合を含む。

注7 相続人が二人以上ある場合において、貸金業を承継する者を選定したときのみ必要